

手数料徴収は是正を風営法に反するもの

警察庁は4月13日、保安課理事官名で「貯玉・再プレーシステムの利用に伴う手数料の取扱いについて」と題する通知を業界関係者に発した。

これによると、貯玉・再プレーシステム自体は適性に運用されれば現状是正の一助となるものの、一部の店で貯玉・再プレーシステムの利用に伴う手数料等と称して一定数の遊技球等を徴収することは、遊技球等を金銭として扱い、実質的に換金行為とみなし得ることなどを指摘し、同システムの利用に伴い手数料等を徴収する運用を行なっている営業者は運用を見直し、適切な措置を講ずるよう求めた。

通知の全文は下記の通り。

貯玉・再プレーシステムの利用に伴う手数料の取扱いについて（通知）

ぱちんこ業界においては、遊技客が遊技の結果ごとに、遊技の結果として表示された遊技球等（遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物をいう。以下同じ。）の全部または一部の数量をシステムに記録し、又は既に記録されている遊技球等の数量に加算して、次回以降に、システムに記録されている遊技球等の数量に対応する金額と等価の賞品の提供を受けることができるシステム（いわゆる貯玉システム）や、遊技客が遊技の結果ごとに、遊技の結果として表示された球技球等の全部又は一部の数量をシステムに記録し、又は既に記録されている遊技球等の数量に加算して、次回以降の遊技において、システムに記録されている遊技球等の数量に対応する遊技球等の提供を受けて、遊技料金を支払うことなく再び遊技をすることができるシステム（いわゆる再プレーシステム）が導入されているところである。

上記2つのシステム（以下「貯玉・再プレーシステム」という。）については、警察庁としても、適正に運用されれば、一部の賞品に交換需要が集中している現状を是正する一助となるものと認識しているところである。

他方で、貯玉・再プレーシステムの運用については、一部のぱちんこ店において、その利用に伴う手数料等と称して一定数の遊技球等を徴収している実態が見受けられるところである。これは、名目のいかんを問わず、本来遊技の用に供するための物にすぎない遊技球等について、これを金銭として扱うものであり、すなわち、実質的に換金行為を行っているものとみなし得るものである。加えて、一定数の遊技球等に対する賞品として貯玉・再プレーシステムの利用権を提供することとすることについても、ぱちんこ営業における賞品が有体物に限定されていること（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規制（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第35条第2項第1号イ）から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第19条に違反するものである。

以上を踏まえ、貯玉・再プレーシステムの利用に伴い手数料等を徴収する運用を行っているぱちんこ営業者は、直ちに自店における運用を見直し、適切な措置を講じられたい。

「遊技ポイント」は違法のおそれ 実質が問われる「来店」

警察庁は4月13日、保安課理事官名で「ばちんこ営業において客に付与されるポイントの取扱いについて」と題する通知を業界関係者に発した。

ポイントは、来店や遊技の累積数に応じて財物等（役務及びデジタルコンテンツを含む）の提供を受けられることができ、又は財物等の提供を受けることができる抽選に参加できるものをいう。通知によると、ポイントを付与する行為については、過激化すると著しく射幸心をそそるおそれのある営業へ向かう危険性が認められること、及び、当該システムの実施主体やポイントが付与される条件等が一律でないこと——などから、同庁はかねてから業界での自主的なルールづくりを助言してきた。

しかしながら、このような行為が広告・宣伝にうたわれたり、営業者等から都道府県警察に多数の質疑がよせられている状況にある

ため、このたび同庁はポイントの取扱いを整理した。同庁は、風営法に抵触するようなポイント付与

システムを運用している場合は、今回の整理に照らして速やかに改善することとしている。

同庁が整理した要旨は次の通り。

1 いわゆる来店ポイントについて

来店行為に基づくポイント付与については、不当景品類及び不当表示防止法の規制を受けることはもとより、それが実質的に営業者の負担で行なわれる場合には、その累積等により提供される景品の内容や提供方法によっては、遊技料金の割引やばちんこ営業等に係る賞品の上乘せ等と解され、風営法第17条及び第19条違反となるおそれがある。また、それが実質的にばちんこ営業者の負担で行なわれるか否かを問わず、景品の提供行為が過激化すれば著しく射幸心をそそるおそれのある営業へ向かう危険性がある。

このことから、来店ポイントの累積数に応じ景品として現金、有価証券、遊技球等のほか、著しく高額な財物を提供することは、都道府県の風営法施行条例が禁止する「著しく射幸心をそそるおそれのある方法」での営業等に該当するおそれがある。他方、上記に抵触しない範囲で来店ポイントの累積数に応じ景品を提供する行為については、当該景品が当該店舗でばちんこ営業に係る賞

品として提供されているものでなく、また、賞品の提供と同時に提供されるものでない限り、認められるものと解する。

2 いわゆる遊技ポイントについて

遊技に使用した金額、遊技時間、貯玉・再プレイシステムの利用等の遊技に関連する諸要素に基づくポイントの付与については、それが実質的にばちんこ営業者の負担で行なわれる場合は、ばちんこ営業に係る賞品の提供方法に関する基準の1つである風営法施行規則第35条第2項第1号イに反するおそれがある。また、遊技ポイントの付与がばちんこ営業者以外の第三者の負担で行なわれている場合であっても、客から見れば遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品に加えて財物等の獲得が可能となるポイントの付与を受けるものであり、著しく射幸心をそそられるおそれがある。このため、遊技ポイントの付与は、風営法施行条例が禁止する「著しく射幸心をそそるおそれのある方法」での営業等に該当するおそれがある。

店舗は16年連続で減少

パチスロ設置店が5年ぶり増加

警察庁はこのほど、「平成23年における風俗関係事犯等の取締り状況等について」（風営白書）を公表した。これによると、2011年（平成23年）12月末現在の全国の風俗営業の営業所のうち、パチンコ関連（7号営業）の営業所数は1万2323店舗で、前年同期より1.3%（156店）の減。

営業所数としては16年連続の減少となった。内訳はパチンコ等設置店（パチスロ、じゃん球等併設）が1万1392店で1.6%の減。パチスロ設置店は931店で3.1%の増。パチスロ設置店の増加は06年以来となる。

を続けていたが、今回は1.8%（5万5962台）減少した。反対に09年まで減少を続け10年に増加に転じたパチスロは、今回も6.1%（8万4346台）増の147万4838台となった。じゃん球等も含めた合計は458万2784台で0.6%（2万8354台）の増だった。店舗数が減り、設置台数が増えたことで、1店舗あたりの平均設置台数は371.9台と、1.9%（6.9台）増加した。

設置台数別に見た営業所数は、「101～300台」5066店（全体の41%）、「301～500台」4499店（同37%）、「501～1000台」2218店（同18%）、「1000台以下」370店（同3%）、「1001台以上」170店（同1%）となっている。前年より「1001台以上」が31

パチンコ機が減少へ陥る パチスロ機は今回も増加

設置台数では、パチンコ機は310万7688台。07年以降微増

店、「501～1000台」が142店それぞれ増加した一方、「301～500台」は86店、「1001台以上」は150店それぞれ減少するなど、大型店の増加傾向が続いている。

パチンコ営業所数の推移（カッコ内は増減率）

	2007	2008	2009	2010	2011
パチンコ店 (回胴式併設)	12,039 (-4.4%)	11,800 (-2.0%)	11,722 (-0.7%)	11,576 (-1.2%)	11,392 (-1.6%)
回胴式等 設置店	1,546 (-25.9%)	1,137 (-26.5%)	930 (-18.2%)	903 (-2.9%)	931 (3.1%)
合計	13,585 (-7.4%)	12,937 (-4.8%)	12,652 (-2.2%)	12,479 (-1.4%)	12,323 (-1.3%)

遊技機設置台数の推移（カッコ内は増減率）

	2007	2008	2009	2010	2011
パチンコ機	2,954,386 (0.7%)	3,076,421 (4.1%)	3,158,799 (2.7%)	3,163,650 (0.2%)	3,107,688 (-1.8%)
パチスロ機	1,635,860 (-18.3%)	1,448,773 (-11.4%)	1,347,176 (-7.0%)	1,390,492 (3.2%)	1,474,838 (6.1%)
じゃん球 遊技機等	331 (-65.0%)	321 (-3.0%)	275 (-14.3%)	288 (4.7%)	258 (-10.4%)
合計	4,590,577 (-7.0%)	4,525,515 (-1.4%)	4,506,250 (-0.4%)	4,554,430 (1.1%)	4,582,784 (0.6%)
1店舗 当たりの台数	337.9 (0.4%)	349.8 (3.5%)	356.2 (1.8%)	365.0 (2.5%)	371.9 (1.9%)

埼玉県と神奈川県が 店舗数順位入れ替え

都道府県別の店舗数ベスト10（カッコ内は設置台数）は、

- ① 東京都 1111店（35万4706台）
- ② 大阪府 959店（35万511台）
- ③ 愛知県 707店（30万4078台）
- ④ 埼玉県 658店（23万6999台）
- ⑤ 神奈川県 655店（23万1988台）
- ⑥ 北海道 622店（22万7952台）
- ⑦ 千葉県 510店（18万9211台）
- ⑧ 兵庫県 462店（16万2757台）
- ⑨ 福岡県 421店（20万1172台）
- ⑩ 静岡県 383店（14万3380台）

——で、埼玉県と神奈川県の順位が僅差で前年と逆転したが、全体の顔ぶれは前年と変わらない。前

年に比べて東京が22店減つたのを始め、ベスト10の10都道府県すべてが店数を減らした。

3店増の486店 特例風俗営業者は

警察庁はこのほど、2011年12月末現在の全国の特例風俗営業者認定状況をまとめた。このうち7号営業のパチンコ営業者は全国で486店舗となり、前年同期より3店増えた。

特例風俗営業者は、過去10年間法令及び条例遵守の状況が優秀な営業者のこと。認定されると、承認事項に関わる構造変更等の場合でも事後の変更届で足りるなど、いくつかのメリットがある。

都道府県別に見た

ベスト10は、

- ① 東京（116店）
- ② 愛知（58店）
- ③ 神奈川（42店）
- ④ 埼玉（35店）
- ⑤ 熊本（32店）
- ⑥ 千葉（30店）
- ⑦ 長野（23店）
- ⑧ 宮崎（19店）
- ⑨ 広島（11店）
- ⑩ 山形（9店）

——となつている。

順位は07年12月末以降変わっていない。ベスト10内では東京、愛知が各1店増えた。次点は、岐阜、島根、香川、長崎の各7店だった。

北海道	622 2279
-----	-------------

青森	149 592
----	------------

秋田	129 443	岩手	144 497
----	------------	----	------------

山形	108 365	宮城	230 900
----	------------	----	------------

新潟	232 825	福島	221 752
----	------------	----	------------

群馬	251 852	栃木	250 892	茨城	319 1187
		埼玉	658 2370		

山梨	80 306	東京	1111 3547	千葉	510 1892
----	-----------	----	--------------	----	-------------

静岡	383 1434	神奈川	655 2320
----	-------------	-----	-------------

富山	81 374
----	-----------

石川	108 461
----	------------

福井	80 347
----	-----------

岐阜	229 818
----	------------

愛知	707 3041
----	-------------

京都	212 789
----	------------

滋賀	140 510
----	------------

大阪	959 3505
----	-------------

奈良	107 365
----	------------

三重	156 700
----	------------

和歌山	107 391
-----	------------

山口	158 623
----	------------

島根	80 257
広島	311 1059

鳥取	78 246
岡山	169 616

兵庫	462 1627
----	-------------

佐賀	84 390
福岡	421 2011

長崎	172 646
大分	146 610

熊本	182 835
宮崎	146 628

鹿児島	261 893
-----	------------

愛媛	131 512
高知	108 355

香川	89 373
徳島	71 279

全国パチンコ・パチスロマップ

※数字は、上が店舗数。下が台数（単位百台・十位は6捨7入 警察庁調べ）

ぱちんこ屋等営業所数及び遊技機別備付台数（平成23年12月末現在）

警察庁保安課

管区	区分 道府県	ぱちんこ屋等 営業所数	遊技機別備付台数					合 計
			ぱちんこ 遊技機	回胴式遊技機	アレンジボール	じゃん球	スマート ボール等	
北海道	道本部	322	82,487	42,960				125,447
	函館方面	57	13,931	6,959				20,890
	旭川方面	95	20,340	9,930				30,270
	釧路方面	95	22,678	11,472				34,150
	北見方面	53	11,386	5,809				17,195
	小計	622	150,822	77,130				227,952
東北	青森県	149	40,855	18,405				59,260
	岩手県	144	35,946	13,789				49,735
	宮城県	230	61,738	28,300				90,038
	秋田県	129	31,543	12,814				44,357
	山形県	108	24,180	12,334				36,514
	福島県	221	51,788	23,465				75,253
小計	981	246,050	109,107				355,157	
警視庁		1,111	232,076	122,630				354,706
関東	茨城県	319	76,874	41,802				118,676
	栃木県	250	60,499	28,710				89,209
	群馬県	251	59,520	25,639		31		85,190
	埼玉県	658	160,181	76,818				236,999
	千葉県	510	126,856	62,355				189,211
	神奈川県	655	151,146	80,820		1	21	231,988
	新潟県	232	59,206	23,355				82,561
	山梨県	80	22,671	7,972				30,643
	長野県	234	56,472	22,987				79,459
	静岡県	383	97,086	46,225			69	143,380
小計	3,572	870,511	416,683		1	121	1,287,316	
中部	富山県	81	25,809	11,645				37,454
	石川県	108	32,498	13,609				46,107
	福井県	80	25,076	9,640				34,716
	岐阜県	229	58,010	23,797				81,807
	愛知県	707	208,242	95,790		46		304,087
	三重県	156	50,450	19,556				70,006
小計	1,361	400,085	174,037			46	574,168	
近畿	滋賀県	140	34,476	16,555				51,031
	京都府	212	55,571	23,338				78,909
	大阪府	959	252,573	97,885		53		350,511
	兵庫県	462	107,262	55,495				162,757
	奈良県	107	25,670	10,860				36,530
	和歌山県	107	28,985	10,087			37	39,109
小計	1,987	504,537	214,220			90	718,847	
中国	鳥取県	78	14,871	9,732				24,603
	島根県	80	16,750	8,926				25,676
	岡山県	169	36,115	25,489				61,604
	広島県	311	65,759	40,131				105,890
	山口県	158	40,748	21,580				62,328
	小計	796	174,243	105,858				280,101
四国	徳島県	71	19,774	8,184				27,958
	香川県	89	24,511	12,849				37,360
	愛媛県	131	33,781	17,431				51,212
	高知県	108	25,349	10,140				35,489
	小計	399	103,415	48,604				152,019
九州	福岡県	421	131,451	69,721				201,172
	佐賀県	84	26,488	12,562				39,050
	長崎県	172	43,292	21,292				64,584
	熊本県	182	58,212	25,267				83,479
	大分県	146	40,424	20,574				60,998
	宮崎県	146	45,077	17,699				62,776
	鹿児島県	261	67,614	21,695				89,309
沖縄県	82	13,391	17,759				31,150	
小計	1,494	425,949	206,569				632,518	
合 計		12,323	3,107,688	1,474,838		1	257	4,582,784